

令和3年4月28日

令和3年度 第1回クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議
(概要)

日 時：令和3年4月28日（水）10:30-11:30

場 所：環境省第1会議室

出席者：警察庁、農林水産省、林野庁、環境省

概 要：

連絡会議の概要は、以下のとおり。

- ① 令和2年度のクマ類の出没、人身被害、農作物被害等の状況及び傾向等の情報を共有し、今後の注意喚起等に関する意見交換を実施。
- ② 令和2年度末に改定された環境省の「クマ類の出没対応マニュアル」について、改定のポイントや掲載した自治体の対応事例等を共有し、当マニュアルの周知を図っていくことを確認。
- ③ 今後も各省庁でクマ類の大量出没の傾向や要因等に関する情報収集や分析を行うとともに、引き続き、都道府県の関係機関と連携して取り組むこと、必要に応じて、個別の自治体に注意喚起することを検討するなど、きめ細やかな対応を行っていくことを確認。

令和3年度 第1回クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議

議事次第

令和3年4月28日（水）10:30-11:30

環境省第1会議室（22階）

【議題】

- 1 令和2年度のクマ類出没状況等について
- 2 「クマ類の出没対応マニュアル」の改定について
- 3 その他

【出席者】

警察庁生活安全局保安課	課長	小堀 龍一郎
	課長補佐	高橋 千洋
農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課		
	鳥獣対策室長	仙波 徹
	課長補佐（鳥獣被害対策技術普及班）	福田 智之
	鳥獣被害対策技術普及第1係長	須藤 友美
	鳥獣被害対策技術普及第2係	松井 理榮子
林野庁研究指導課	森林保護対策室室長	増田 義昭
	課長補佐（保護企画班）	宮崎 裕之
	森林鳥獣害対策指導官	堀井 一弘
環境省自然環境局野生生物課	課長	中尾 文子
	鳥獣保護管理室 室長	川越 久史
	室長補佐	村上 靖典
	室長補佐	岩田 清人
	係長	福田 真

議題 1 : 令和 2 年度のクマ類出没に関する情報等について

資料 1 令和 2 年度のクマ類出没状況等について

議題 2 : 「クマ類の出没対応マニュアル」の改定について

資料 2 クマ類の出没対応マニュアルの改定について

資料 2 (別添) クマの出没対応マニュアル改定の概要

議題 3 : その他

<農林水産省提供資料>

資料 3 クマによる農作物被害状況

<林野庁提供資料>

資料 4 クマによる森林被害面積の推移

参考資料

クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議 設置要綱

令和 2 年度のクマ類出没状況等について

1. 令和 2 年度のクマ出没状況・人身被害状況について

(1) 年度別の比較

令和 2 (2020) 年度は、比較が可能な記録が残る平成 21 (2009) 年度以降、クマ出没件数、人身被害人数及び許可捕獲数は過去最多となり、人身被害件数は平成 22 (2010) 年度に次ぐ件数となった。

表 1 平成 21 (2009) 年度以降の出没件数・人身被害状況・許可捕獲数

(単位：件、人)

年度	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	
出没件数	4825	18521	7308	11632	9953	16802	10745	18116	12812	12809	18314	20870	
人身被害	件数	52	145	70	75	46	116	52	101	100	51	140	143
	人数	63 (2)	150 (4)	81 (2)	77 (1)	56 (2)	121 (2)	56 (0)	105 (4)	108 (2)	53 (0)	157 (1)	158 (2)
許可捕獲数	1717	4014	1800	3369	1859	4167	1950	3787	3952	3586	6285	7122	

※ 1 出没件数はツキノワグマのみの集計

※ 2 人身被害人数の () は死亡された方で内数

(2) 直近5年における月別での比較

1) 出没件数

直近5年での出没件数を比較すると、令和2(2020)年度は8～11月にかけて最も多くの出没件数を記録しており、例年であれば減少傾向を示す7月から8月にかけても出没件数が増加した。また、9月に出現数は減少したものの、10月に出現件数が大幅に増加した。

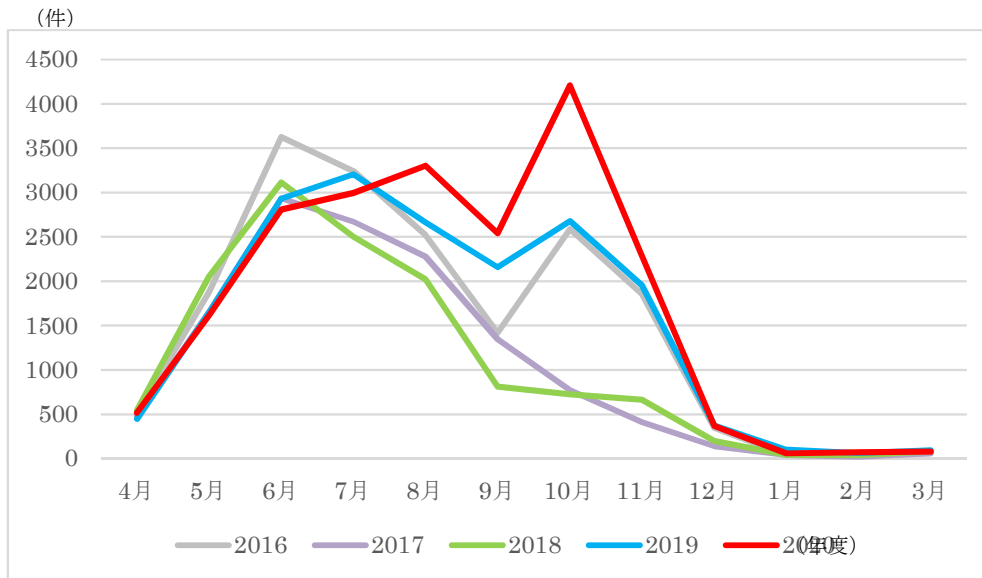


図1 月ごとのツキノワグマの出没件数の推移

2) 人身被害件数

直近5年での人身被害件数を比較すると、令和2(2020)年度は8月の人身被害件数が増加した。例年は秋期(特に10月)に人身被害が増える傾向にあったが、今後は8月の夏期(梅雨明け時)においても注意が必要と考えられる。

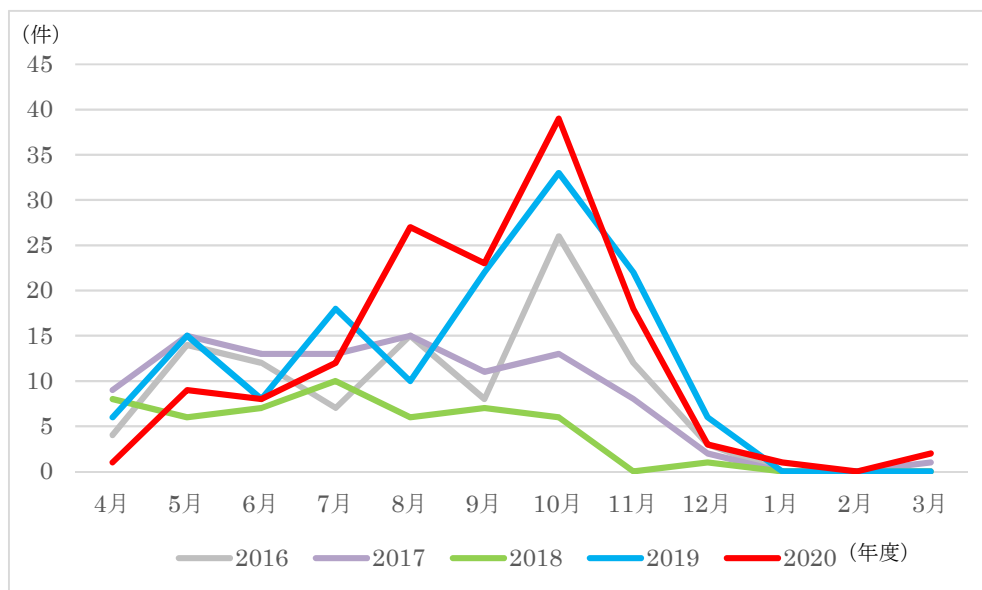
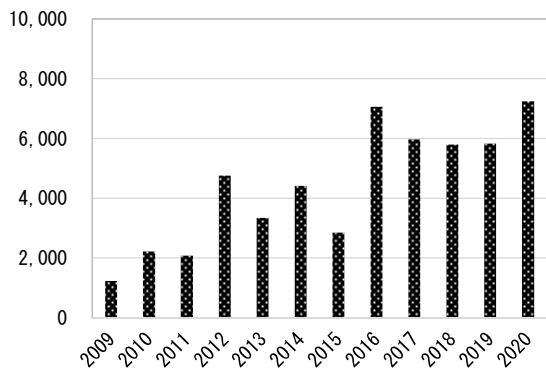


図2 月ごとのクマ類による人身被害件数の推移

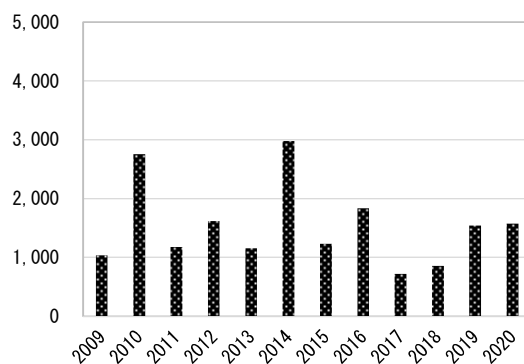
(3) 地域ごとの比較

1) 出没件数

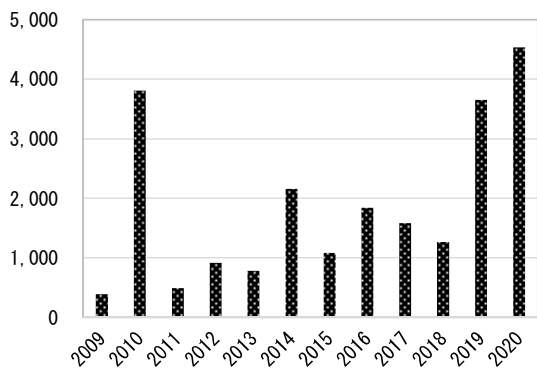
地域ごとの出没件数を比較すると、東北地方は平成 28(2016)年度以降、毎年多くの出没が見られる。北陸地方では令和元(2019)年度以降、出没件数が増加しており、今後も十分な注意が必要である。中国地方も近年増加傾向が見られている。



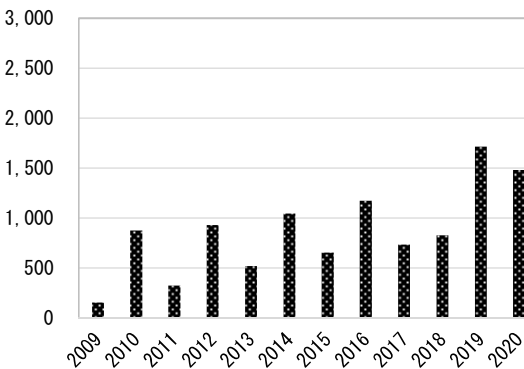
東北地方



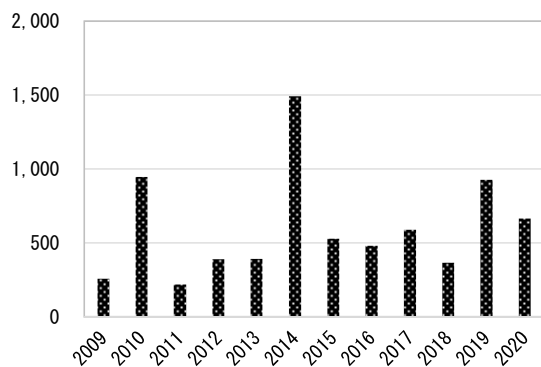
甲信地方



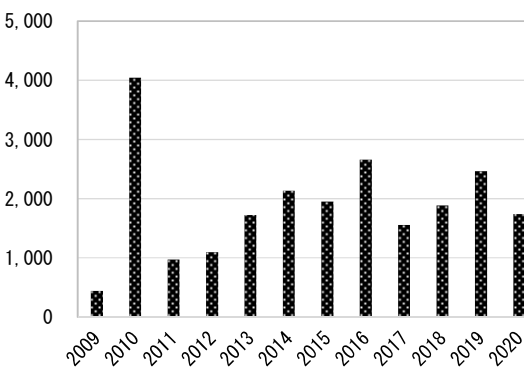
北陸地方



関東地方



東海地方



近畿地方

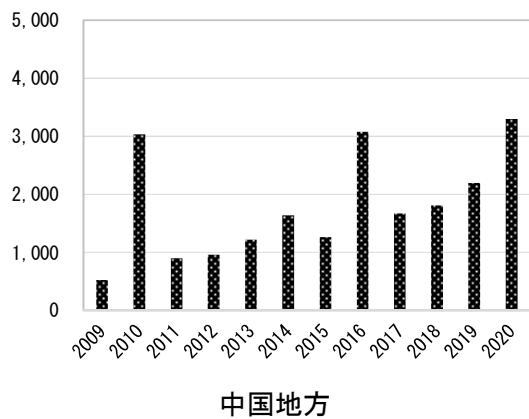


図3 ツキノワグマの出没件数の推移（地域別）

横軸は年度、縦軸は出没件数を示す。環境省資料より作成

※本州における都府県の地域分けは、以下のとおり。
 東北地方：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 甲信地方：山梨県、長野県
 北陸地方：新潟県、富山県、石川県、福井県
 関東地方：栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県
 東海地方：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿地方：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国地方：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

2) 人身被害件数

地域ごとの人身被害件数を比較すると、東北地方はここ10年ほど高い水準で推移している。また、北陸地方は令和元（2019）年度以降、出没件数の増加とともに人身被害件数も急増している。東海地方や中国地方についても人身被害件数の増加傾向が見られている。

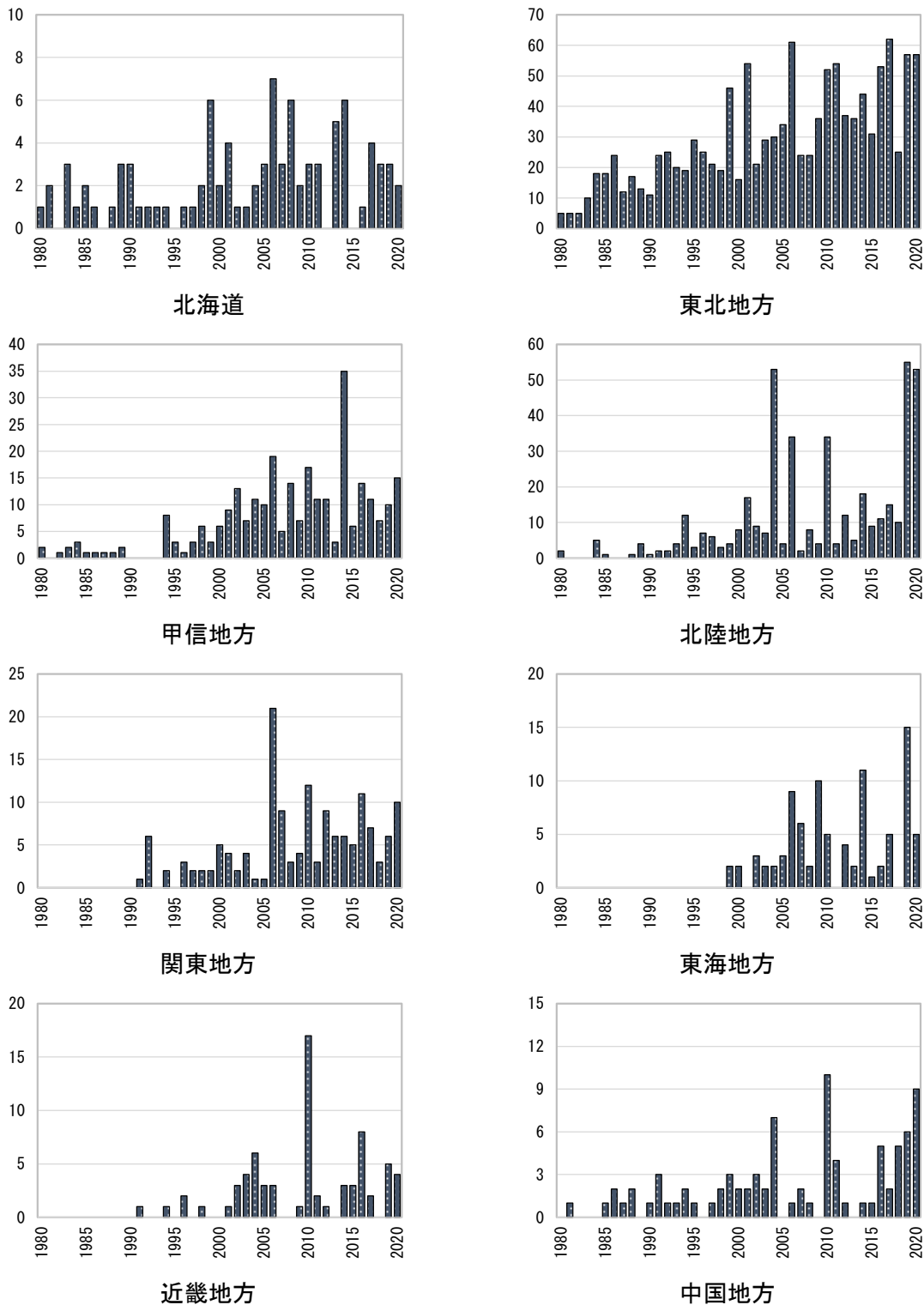


図4 クマ類による人身被害件数の推移（地域別）

横軸は年度、縦軸は人身被害件数を示す。環境省資料より作成

（2002年度以前に関しては一部未集計の都府県がある）

(4) 人身被害の発生場所について

直近5年での人身被害の発生場所を比較すると、住宅地・市街地や農地での人身被害の割合が多くなっている。人身被害の発生場所は人の生活圏で増加する傾向にあり、農地や市街地周辺における生ゴミや放置された農作物等のクマ類の誘因物の管理・除去を徹底するなどの対策を進めていくことが必要といえる。

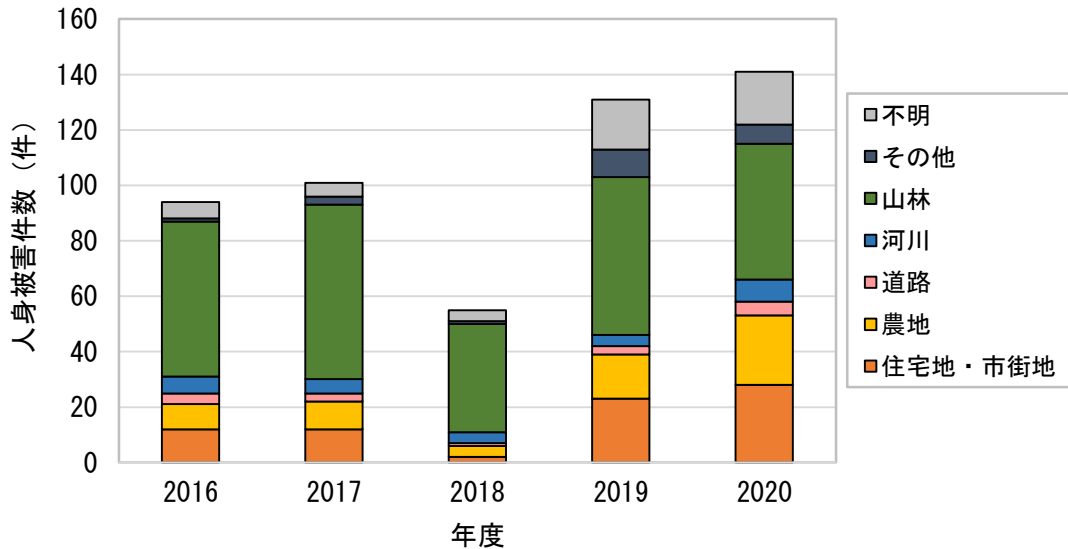


図5 クマ類による人身被害発生場所の推移

環境省資料（2016～2020年度）より作成

2. 令和3年度の人身事故発生状況について（令和3年4月25日現在）

- ・4月10日 北海道厚岸町 午前10時頃、山菜採り中の男性がヒグマに襲われ死亡
- ・4月20日 秋田県大館市 正午頃、山菜採り中の男性がツキノワグマに襲われ顔の骨を折る重傷
- ・4月25日 福井県大野市 午後1時半頃、猟友会の狩猟者育成研修に参加していた男性がツキノワグマに襲われ、顔や頭をひっつかかれ軽傷

クマ類の出没対応マニュアルの改定について

1. 目的

クマ類（ツキノワグマ、ヒグマ）は、日本を代表する大型動物であり、森林生態系の重要な構成種である。一方、クマ類による農作物被害、森林被害、畜産被害、人身被害など、人とクマ類のあつれきが問題となっており、環境省では 2007 年に「クマ類出没対応マニュアル」を作成するなどしてきた。しかし、近年、人里へのクマ類の大量出没による人身被害が増加しており、人とクマ類のあつれきは一層深刻な状況となっている。このため、環境省では、このような現状を改善することを目的として、これまでに蓄積されてきたデータを踏まえ、14 年振りにマニュアルを改定した。

2. 主な改定ポイント

(1) 人身被害に関する新項目などの追加

近年の傾向である市街地出没について、その対応や事例を追加した。

(2) 出没対応事例の追加

各地方自治体が取組んできたクマ類の出没対応の事例について追加した。

(3) 関連データの更新

これまでに蓄積された人身被害等に関する統計から、大量出没の発生状況や人の生活圏での事故等に関する情報について追加・更新した。

3. 本マニュアルの構成及び概要

- ・本マニュアルでは、主に地方自治体の担当者を対象に、人とクマ類のすみ分けを進めるための対策や出没した際の対応の要点や事例をとりまとめた。なお、クマ類に遭遇した際にとるべき行動など、地方自治体担当者以外の方にも参考となる情報も記載している。
- ・本マニュアルは、全 5 章から構成されている。各章の概要は、以下のとおり。

【I. 出没に備える】

- ・人の生活圏とクマ類の生息域を区分（ゾーニング）することによるすみ分けを図ることの重要性のほか、出没に備えた連絡体制の構築や出没状況に応じた対応方針の事前作成、研修や想定訓練による継続的な人員配置について解説している。
- ・誘引物や環境対策の実施による人の生活圏への出没防止対策、人身被害を防止するためのクマ類との遭遇回避対策、堅果類（ドングリ等）の豊凶調査に基づく大量出没予測、住民向けの学習会の開催等について解説している。

【II. 出没時の対応】

- ・クマ類が出没した際の対応方法を解説している。
- ・市街地等での銃の使用や人身被害発生時の対応、捕獲・放獣作業の注意点等について解説している。

【III. クマ類に遭遇した際にとるべき行動】

- ・クマと遭遇した際にとるべき行動を解説している。

<参考>

【IV. クマ類の生態と現状】

- ・クマの生態や人身被害等に関する統計から、大量出没等の要因について解説している。

【V. クマ類の錯誤捕獲によるリスクとその対策】

- ・クマ類が錯誤捕獲された場合のリスクと錯誤捕獲を防止するための対策等について解説している。

(別添) クマの出没対応マニュアル改定の概要

※マニュアルについては、環境省ホームページを参照。

<http://www.env.go.jp/press/109446.html>

クマの出没対応マニュアル改定の概要

1. 本マニュアルの目的

クマ類（ツキノワグマ、ヒグマ）は、森林生態系の重要な構成種です。一方、農作物被害や人身被害など、人とクマのあつれきは深刻な問題となっています。

本マニュアルは、クマ類の出没を減らし、クマ類による被害を減らすことを目的としてその対策をまとめたものです。

2. 対象

地方公共団体の鳥獣行政担当者を主な対象者として想定していますが、クマ類出没時の注意事項やクマ類とのすみわけを図るための地域づくりなど、地域の住民の方々にも参考となるように取りまとめています。

3. 改定のポイント

○人身被害に関する新たな項目などの追加

近年、市街地への出没が増える傾向にあることから、市街地出没への対応や事例を追加しました。

○出没対応事例の追加

各地方公共団体が取り組んできたクマ類の出没対応事例について追加しました。

○データの更新及び大量出没や出没地の変化について

これまでに蓄積された人身被害等に関する統計から、大量出没の頻発化や人の生活圏での事故情報について追加しました。

3. 内容

1. 出没に備える

1. 人とクマ類のすみ分け

人の生活圏とクマ類の生息域を区分（ゾーニング）することで、すみ分けを図ることが重要です。

2. 連絡体制の構築

出没対応に関係する組織等の役割を定め、関係者の役割を明確化にする必要があります。

3. 出没状況に応じた対応方針の作成

個体数水準、問題度、人身被害の緊急性などに応じて対応方針を事前に作成しておく必要があります。（□事例 1-6-1）

4. 研修と人員の配置

関係者の連絡体制や役割分担を機能させるためには、研修や想定訓練が有効です。また、鳥獣対策を専門とする人員を継続的に配置することが有効です。

5. 人の生活圏への出没防止

人的な要因である誘引物や環境対策を実施することで出没を抑制します。

6. クマ類の生息域での被害防止

山林などのクマ類の生息域内に立ち入る際は、人身被害を防止するためにクマ類との遭遇を回避することが求められます。

7. 堅果類の豊凶調査と大量出没予測

秋期のクマ類の出没件数は、堅果類の豊凶に大きく左右されます。

8. 学習会の開催

学習会等を通じて住民もクマに対する理解を深めることも重要です。(□事例 1-8-1)

II. 出没時の対応

1. クマ類の出没への対応

出没の一報が寄せられた際は、住民等の安全確保を基準に、緊急性の程度、人家や建造物の配置、出没場所の状況などから出没への対応方法を判断します。

2. 市街地等での銃の使用

警察官職務執行法第4条を根拠に、警察官がハンターに指示し、住居集合地域等において発砲が可能となります。事前に警察と協議を行うことが重要です。(□事例 2-1-3) (▶事例 2-2-1) (▶事例 2-2-2)。

3. 人身被害発生時の対応

人身被害の発生通報を受けた市町村は、捕獲隊、消防、警察などの関係機関に出動要請を行い、被害者の救助を行うことが求められます。

4. 捕獲・放獣作業の注意点

円滑な作業を可能にするために必要な情報を事前に収集し、関係者間で共有する必要があります。

5. 放獣の方針と体制整備

放獣にあたっては、地域個体群の個体数水準等に応じた基準に従い、出没個体を放獣するか否か判断します。事前の体制整備と役割の明確化を図っておく必要です。

III. クマ類に遭遇した際にとるべき行動

クマと出会った際には、落ち着いてクマとの距離をとることが重要です。

<参考>

IV. クマ類の生態と現状

クマの生態や人身被害等に関する統計から、大量出没等の要因について解説します。

1. クマ類の生態
2. 生息域・生息状況の変化
3. 人身被害状況の推移 (□人身被害状況の推移データ例)
4. 被害対策の状況

V. クマ類の錯誤捕獲によるリスクとその対策

近年、クマ類が錯誤捕獲される事例が増加しており、配慮が必要です。

長野県松本市にある上高地では、クマによる人身被害を防止するために 1990 年代頃より 専門家の指導のもとホテルやキャンプ場でのゴミの管理や、餌付いたクマの奥山放獣が実施されている。

ゴミ処理対策や食料管理は、ホテルやキャンプ場などの各施設管理者が主体となって実施されている。ゴミや食料は屋内または頑丈なコンテナやフードロッカー等で保管しており、グリストラップもクマに開けられないように対策をしている。

また、平成 24 (2012) 年には、環境省が「上高地地域におけるツキノワグマへの危機管理マニュアル」を作成し、現在は同マニュアルに基づいて対応を行っている。一般財団法人自然保護財団によってクマの出没監視も実施されている。その結果、ゴミ捨て場に餌付いていたクマの出没が大幅に減少した。

ただし、一部の施設では、依然として冷凍庫が屋外に置かれていたり、ゴミ保管庫の構造が弱かったり、施錠されていないなど、ゴミ処理対策や食料管理が不十分であることが課題としてあげられている。令和 2 (2020) 年度には、キャンプ場とその周辺でクマによるゴミ箱漁りなどが頻発していた中で、人身被害が発生した。クマの専門家による現場検証が行われた結果、対策が十分に行き届いていない部分があったため、被害につながったことが再認識された。対策が弱い場所が 1 箇所でもあるとクマを餌付かせてしまうため、今後も施設管理者に対して指導を続けていく必要がある。また、観光客に対してもクマについて正しい知識・行動を周知していく必要がある。

餌付いたクマへの対応を続けていくためには、クマの専門知識と奥山放獣の技術を持つ人材の確保も重要な課題となっている。

—事例 1-8-1— ツキノワグマ学習会（島根県）

【学習会が開催されるようになった背景】

島根県に生息するツキノワグマは絶滅のおそれのある地域個体群とされており、人身被害の回避と農林作物家畜等の被害軽減を図りながら、地域個体群の維持を目指して施策を進めている。その効果もあり、クマの目撃情報が度々寄せられるようになった。これまでクマについてあまり知らなかった児童生徒たちがクマと遭遇する可能性があることから、クマに対する正しい知識と、万が一遭遇した時の対処法を学んでもらうために学習会を開催するようになった。次世代を担う子供たちの育成とともに、小中学生から大人への知識の波及効果を期待している。

【学習会の内容】

学習会の主な内容は「クマの生態」「クマと人との問題について」「クマと出会ったときの対応方法」の3つとなっている。それらの内容を通じて、クマは積極的に人を襲う動物ではないこと、自然豊かな中山間地域ではクマと共生する必要があることを伝えている。

【学習会の開催状況】

平成 27（2015）年度から開始し、毎年5カ所程度の小中学校で実施している。対象学年は小中学校の全校生徒を対象にしているが、学校により低学年、高学年と分けたり、1学年のみで実施したりしている。内容は、小中学校周辺の出没状況に応じて学習内容を変えている。講師は県の鳥獣専門指導員が担っている。

令和 2 (2020) 年 10 月、朝 7 時台の住宅地で住民からのクマの目撃の通報が警察にあった。警察による追跡の中、クマは住宅地外れの廃屋近くの藪に隠れ、パトカーによる監視が始まった。10 時頃に県のツキノワグマ被害対策支援センター（以下「支援センター」という。）に連絡が入り、12 時頃に支援センター職員が現場に到着した。その間、追い払いと麻酔銃の使用を検討したが、前者は近くの川まで安全に追い払える確証がなく、後者は自由に動くクマに対しての使用は難しいことから、選択されなかった。警察との協議の中、当初は住宅が近すぎるため発砲許可が出なかったが、住居集合地域等には該当しないことが判明したため、有害捕獲の範囲での発砲を行うこととなった。その後、住宅 2 階から確実に地面に向けた撃ち下ろしができることを確認し、周囲の安全確保（住民の屋内退避指示と通行止め）、住宅 2 階から地面に向かって発砲すること、地面に撃てない時は発砲しないことを最終確認の上、クマを追い出して発砲することとなった。作業開始にあたり、町役場、捕獲を行う実施隊員、警察、支援センターによる役割分担と動きについての打合せを実施した。役割分担は実施隊員が狙撃（3 名）、警察が通行止め、実施隊員と同行（1 名）、クマの追い出し（2 名）、町役場が通行止め補助、支援センターがクマの追い出しとした。警察官の増員配置、町役場の広報車等の動員、実施隊員の狙撃位置への配置を経て、通行止め完了後、クマの追い出しを開始した。クマを追い出した後に、猟銃による捕獲が行われた。

状況を鑑みてやむを得ず、銃による捕獲となったが、不用意に住宅地でクマを追い出すことを実施しなかったこと、パトカーを適切に配置し監視を続けたことでクマを見失わなかったこと、人員配置と役割分担が適切でスムーズに対応が進んだこと、発砲時の対応について入念に打合せを実施し実行できたこと、追い出し時にクマを囲まずに、クマの移動方向を確保したこと、追い出し役が攻撃を受けないようにストップ位置を具体的に打合せし結果的に怪我人を出さなかったことは、検討したとおりの対応ができた点といえる。

一方、クマの捜索中に警察官が藪に歩いて近づき威嚇を受けたこと、支援センターと出撃地点との距離が離れていたため、支援センター職員の現地到着に時間を要したこと、ヘルメット装備者が少ない・追い払い道具が爆竹しかないなど装備が不十分であったこと、現場責任者が追い出し役を務めたこと（これはクマの特性を知らない者には困難な役であったためであるが、人材育成が急務といえる。）、想定外の方向への逃走などあらゆる想定をしておくことができなかったこと、住居集合地域等に該当していた場合は監視が唯一の対応方法であった可能性があることなどが課題としてあげられた。

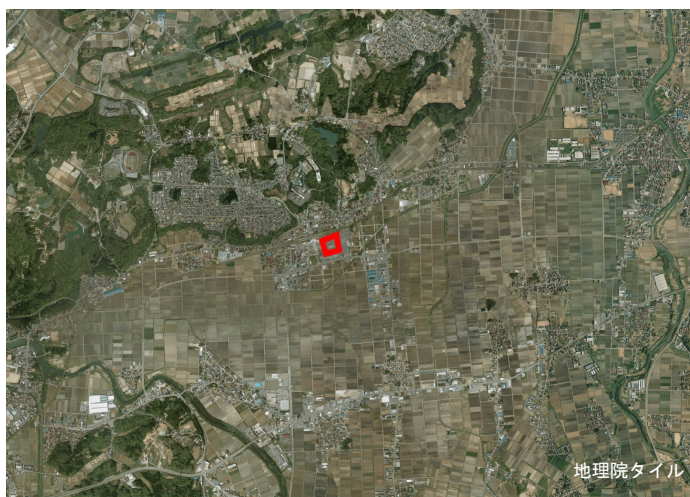


対応地点の状況

矢印はクマが潜んでいた藪を示す

秋田県自然保護課提供

令和 2（2020）年 10 月 19 日、石川県の開店前の商業施設にクマが侵入したとの通報が商業施設から入った。従業員は避難し、商業施設は休業措置をとる中、クマの逃走を防止するため施設の周囲にバリゲードを組み周辺住民の安全を図った。石川県白山自然保護センターの職員と機動隊を含む警察が現場の確認を実施し、対応方法を検討したところ、個体を発見した場所が閉鎖空間ではあったものの、不動化までの作業員の安全を確保しきれないことから、麻酔での不動化は不可能だとの判断に至った。そこで、今後の対応について白山自然保護センター、市、捕獲隊、警察の間で協議を行った結果、状況を鑑みて、警職法に基づく発砲命令を受け、捕獲隊が猟銃による捕獲を実施することとされた。周囲の安全管理は、県担当者、市担当者、警察が協力して実施し、捕獲隊が猟銃による捕獲を実施した。クマの発見から約 13 時間後に、対応は終了し、けが人等の発生はなかった。



クマが侵入した商業施設の位置

赤く囲まれたところが対応箇所

石川県では、白山自然保護センターに麻酔銃を配備しており、市町に対する技術的補助を担っている。センター職員の現場での体制は、最低 2 名、基本 3 名で対応を行い、現場ではそれぞれ射手担当、現場調整担当、記録等作業補助担当を務めている。一方、市町では、市町からの推薦者による捕獲隊を結成して対応を行っている。錯誤捕獲や個体が閉鎖空間にいる状態であれば、センター職員が不動化作業を行い、麻酔銃の使用が困難な状態では、捕獲隊が猟銃による対応を行うように役割分担ができています。今回の事例も、麻酔銃及び猟銃の使用について検討した後、捕獲隊による対応が決定されたものである。

令和 2（2020）年 10 月の朝、クマが鶏小屋に侵入して出ていかないとの一報が住民から町役場に入った。鶏小屋は住居集合地域等に位置していた。その後、町役場から専門事業者へ 8 時頃に対応依頼が入り、対応班 2 名が現場へ向かった。対応班が到着するまでの間は、鶏小屋は複数の警察官が取り囲む形で監視を行い、少し離れた位置に行政関係者及び地元猟友会が待機した。この時点では、町・県・警察の間で対応方法は確定していなかったため、対応班の移動中に関係者間で情報共有と対応方針の検討が行われた。当初、吹き矢での対応が検討されたが、鶏小屋の構造と周辺環境から射程が短い吹き矢の使用は危険と判断され、麻酔銃の使用が決定された。麻酔銃の使用に際し、警察本部は警職法の適用案件ではないと判断したため、住居集合地域等における麻酔銃猟での対応となった。そこで、鳥獣保護管理法に基づく麻酔銃猟の使用に係る許可を県から得るとともに、有害鳥獣捕獲に係る許可を町から得て実施された。なお、使用した麻酔薬は危険猟法の許可は不要なものであった。

対応班は 12 時頃に現場に到着した。対応班と関係者で打合せを実施し、対応班が射手と補佐 1 名ずつ、周囲を監視するために警察官が複数名配置し、猟友会は不測の事態に備えて猟銃を持って待機、行政は調整役として後方待機するよう分担が決まった。対応班が確認したところ、鶏小屋は 4m×4m×2.5m のトタン、板やワイヤーメッシュで造られており、内部からクマの気配は察知できなかった。最終的に軽トラの荷台に乗った対応者が扉からのぞき込む形でクマを確認し、麻酔銃により投薬した。クマは投薬後も大きな反応はなく、そのまま不動化に至った。捕獲したクマは衰弱しており、鶏の飼料を採食していたものと考えられた。



クマが侵入した鶏小屋

鳥取県提供

本件は、町、県、事業者間で緊密な情報共有を行い、捕獲許可手続きを含め、迅速な対応がなされた事例であった。また、行政と事業者がこれまでに錯誤捕獲対応等で協力してきたことにより、不測の事態に対応可能な実施体制が構築できていたことも、円滑な対応の実現につながった。さらに、幸運にも出没個体の動きが緩慢であったことも大事に至らなかった理由と考えられた。一方、監視中の警察官や行政関係者が防護装備を持たず丸腰に近い状態であったことから、市街地出没に適切に対応するための関係者の研修や訓練が今後の課題としてあげられた。

人身被害状況の推移データ例

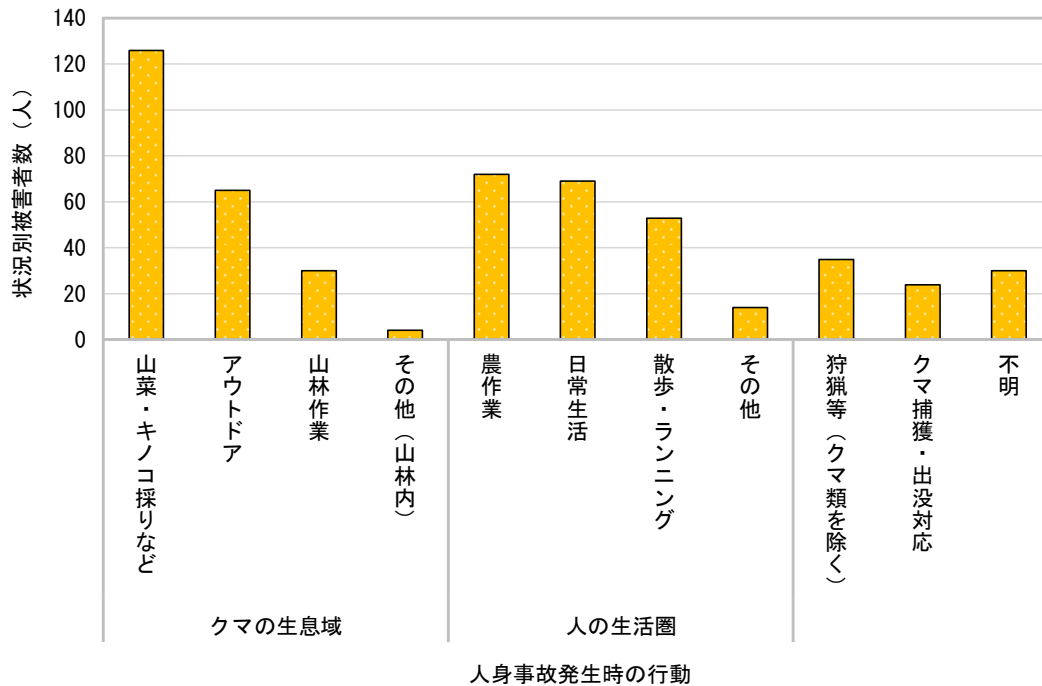


図 4-3-6 クマ類による人身被害発生時の被害者の行動

環境省資料 (2016～2020 年度) より作成

日常生活：庭仕事や通勤・通学、新聞配達など

狩猟等（クマ類を除く）：クマ類以外の獣種及び獣種不明の狩猟および許可捕獲など

クマ類捕獲・出没対応：錯誤捕獲個体の放獣作業、追い払い、パトロール、狩猟など

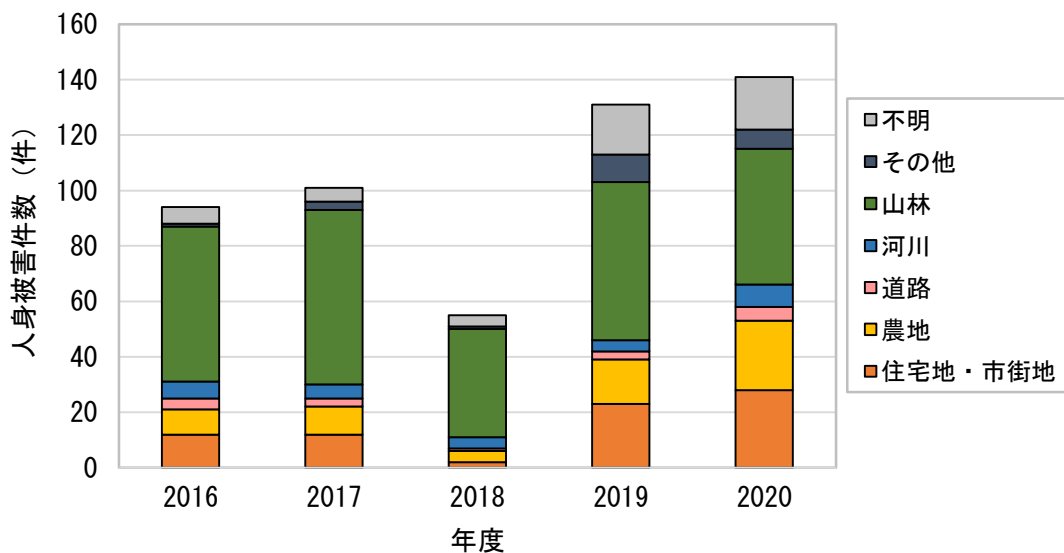


図 4-3-7 クマ類による人身被害発生場所の推移

環境省資料 (2016～2020 年度) より作成

クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議 設置要綱

(目的)

第1条 クマ類の地域個体群存続と人間との軋轢軽減の両立を目指し、クマ類の保護・管理に関する関係省庁による情報共有、意見交換等を行うため、「クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 情報共有及び共有体制に関する検討。
- (2) 自治体との連携に関する検討。
- (3) 第1条の目的を達成するために必要と認められるその他の事項。

(構成)

第3条 連絡会議は、別表に記載する関係省庁をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡会議は、環境省自然環境局野生生物課長が必要に応じて招集する。また、構成省庁からの要請を踏まえ、環境省自然環境局野生生物課長が必要と認めたときは、会議を招集する。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、環境省自然環境局野生生物課に置き、同会議の事務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の開催方法等に関し必要な事項は構成員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

別表

構成省庁	警察庁生活安全局保安課長
	農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長 農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室長
	林野庁森林整備部研究指導課長 林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室長
	環境省自然環境局野生生物課長 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長

クマによる農作物被害状況

年度	被害面積 (千ha)	被害量 (千t)	被害金額 (百万円)
H11	1.0	11.6	489
H12	0.9	8.9	1,055
H13	1.1	14.1	464
H14	1.1	12.2	308
H15	1.1	12.0	321
H16	2.3	10.8	410
H17	3.2	12.8	310
H18	2.0	19.6	764
H19	1.2	12.6	337
H20	1.5	14.0	363
H21	0.8	16.4	336
H22	0.9	19.8	528
H23	0.9	15.8	337
H24	1.0	15.7	388
H25	0.7	10.3	274
H26	0.9	15.8	391
H27	1.0	16.8	300
H28	0.8	19.9	387
H29	0.8	22.1	389
H30	0.7	22.1	383
R元	0.8	20.1	404

(注)都道府県の報告による(都道府県は、市町村からの報告を基に把握を行っている)。

クマによる農作物被害状況(作物別)

被害面積

(単位:ha)

年度	イネ	ムギ類	マメ類	雑穀	果樹	飼料作物	野菜	いも類	工芸作物	その他	合計
H27	18	26	24	4	85	498	114	4	258	4	1,036
H28	28	54	3	9	95	378	87	25	83	2	764
H29	33	31	32	10	103	480	73	4	36	0	803
H30	23	31	13	10	82	461	60	7	57	1	744
R元	20	49	13	35	91	478	63	6	65	1	822

被害量

(単位:t)

年度	イネ	ムギ類	マメ類	雑穀	果樹	飼料作物	野菜	いも類	工芸作物	その他	合計
H27	38	136	12	3	237	13,333	483	21	2,525	7	16,795
H28	55	227	8	9	341	15,854	566	85	2,774	2	19,921
H29	67	204	43	11	330	18,646	509	19	2,280	1	22,109
H30	44	279	45	16	324	18,262	475	53	2,619	1	22,119
R元	85	313	17	36	335	15,840	629	45	2,751	0	20,053

被害金額

(単位:万円)

年度	イネ	ムギ類	マメ類	雑穀	果樹	飼料作物	野菜	いも類	工芸作物	その他	合計
H27	779	693	144	87	6,601	12,259	5,494	170	2,853	898	29,978
H28	1,167	1,002	145	170	9,626	15,396	6,853	654	3,182	548	38,742
H29	1,443	748	985	163	8,420	18,206	5,734	165	2,622	411	38,896
H30	988	1,039	589	251	8,405	17,855	5,445	434	2,986	298	38,290
R元	1,882	1,278	246	751	9,609	16,343	6,705	352	3,247	29	40,441

(注)1.都道府県の報告による(都道府県は、市町村からの報告を基に把握を行っている)。

2.ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

3.「0」は単位に満たないもの

クマによる森林被害面積の推移

(単位：h a)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
北海道	-	-	-	-	-
青 森	11.00	5.28	2.50	6.00	2.50
岩 手	-	-	-	0.87	0.52
宮 城	49.20	15.80	11.05	3.00	1.50
秋 田	0.23	0.11	0.35	0.23	3.03
山 形	3.62	3.36	29.12	53.66	36.54
福 島	0.97	13.35	3.41	0.01	0.44
茨 城	-	-	-	-	-
栃 木	88.85	67.76	52.80	56.14	24.22
群 馬	66.31	49.27	72.02	41.24	28.56
埼 玉	2.30	2.80	7.04	8.58	5.50
千 葉	-	-	-	-	-
東 京	1.01	0.06	0.97	0.03	0.11
神奈川	-	-	39.13	8.18	9.52
新 潟	0.67	11.27	29.93	2.86	0.81
富 山	-	-	-	-	-
石 川	0.44	1.69	1.95	0.46	0.01
福 井	16.40	43.14	26.92	30.71	25.69
山 梨	29.78	74.98	27.93	36.18	23.46
長 野	32.99	24.48	31.21	34.96	35.08
岐 阜	119.45	10.61	7.61	38.72	18.32
静 岡	125.32	128.04	135.84	123.96	94.85
愛 知	-	-	-	-	-
三 重	-	-	-	-	-
滋 賀	11.70	6.51	6.40	7.50	8.80
京 都	9.23	1.36	10.57	7.53	4.01
大 阪	-	-	-	-	-
兵 庫	0.50	-	-	-	-
奈 良	107.31	112.23	112.23	108.43	108.48
和歌山	-	-	-	-	-
鳥 取	-	-	-	-	-
島 根	-	-	-	-	-
岡 山	-	-	-	-	-
広 島	-	-	-	-	-
山 口	-	-	-	-	-
徳 島	-	-	-	-	-
香 川	-	-	-	-	-
愛 媛	-	-	-	-	-
高 知	-	-	-	-	-
福 岡	-	-	-	-	-
佐 賀	-	-	-	-	-
長 崎	-	-	-	-	-
熊 本	-	-	-	-	-
大 分	-	-	-	-	-
宮 崎	-	-	-	-	-
鹿 児 島	-	-	-	-	-
沖 縄	-	-	-	-	-
合 計	677.28	572.10	608.98	569.25	431.95

注1：本表数値は都道府県等からの報告に基づくものである。